



愛知医科大学医学部学生総合補償制度

◆ 愛知医科大学医学部学生総合補償制度の概要

☆ ケガの補償

通学途上、旅行など、日常生活における学生自身の不慮の事故及び学生生活（学校管理下中）によるさまざまなケガを補償します。

☆ 他人への賠償責任を補償

国内外での日常生活において他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして学生自身が法律上の賠償責任を負った場合に、損害を補償します。

☆ 実習中の感染症事故を補償

臨床実習中に針刺し事故（院内感染を含む。）が発生し、事故による感染がある場合に、感染または発症を予防すること目的として行う検査・予防費用を補償します。

		死亡保険金	後遺障害保険金	入院加算金	医療保険金
傷害補償	正課中 学校行事中	2,000万円	120万円～ 3,000万円	1日につき 4千円	3千円～30万円
	学校施設内 課外活動中	1,000万円	60万円～ 1,500万円	1日につき 4千円	治療日数14日 以上の場合 3万円～30万円
	通学途上 学校施設間等 移動中	1,000万円	60万円～ 1,500万円	1日につき 4千円	治療日数4日 以上の場合 6千円～30万円
	上記以外の 日常生活	300万円	12万円～ 300万円	1日につき 5千円※1	1日あたり 3千円※1
救援者費用等		300万円程度			
個人賠償責任保険		1億円限度（記録情報限度額500万円）※2			
感染症予防措置費用		保険期間中を通じて50万円限度			
接触感染予防保険金 (臨床実習中)		1事故につき1万5千円（定額払い）			

※1 2020年度以降に入学された方は実費となります。

※2 2020年度以降に入学された方は3億円限度（記録情報限度額500万円）となります。

障害等を被った場合は、次の窓口に申し出て、所定の手続きをしてください。

⇒2019年度までに入学された方 学生課 電話 0561-61-5314

⇒2020年度以降に入学された方 相談デスク 電話 0120-873-588（大岩保険事務所）

※ 医学部生各種届出ポータルにパンフレットを掲載しています。



<学校管理下中の定義>

① 正課中

講義、実験・実習、演習又は実技による授業（以下「授業」）を受けている間、指導教員の指示に基づき授業の準備若しくは後始末を行っている間又は授業を行う場所、大学の図書館・資料室若しくは語学学習施設において研究活動を行っている間

② 学校行事中

大学の主催する入学生、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間、専ら大学管理下で実施されるものを指します。

③ ①②以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用又は管理している施設内にいる間。ただし、寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間若しくは場所にいる間又は大学が禁じた行為を行っている間を除く。

④ 大学施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間

大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動又は体育活動を行っている間。ただし、山岳登はんやハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間を除く。

⑤ 通学途上

大学の授業等、学校行事又は課外活動への参加の目的をもって、合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除く。）により、住居と学校施設等との間を往復する間

⑥ 学校施設間等移動中

合理的な経路及び方法（大学が禁じた方法を除く。）により、大学が教育研究のために所有、使用又は管理している施設のほか、授業等、学校行事又は課外活動の行われる場所の相互間を移動している間